

〒532-0011 大阪市淀川区西中島3丁目8番2号KGビル10F
 TEL (06)6838-1711 FAX (06)6838-1789
 Email info@yodogawaroukyou.gr.jp
 URL http://www.yodogawaroukyou.gr.jp



当協会の
Facebook を開設
しました！
最新の人事労務
ニュースを配信
しております。



Monthly Hot News

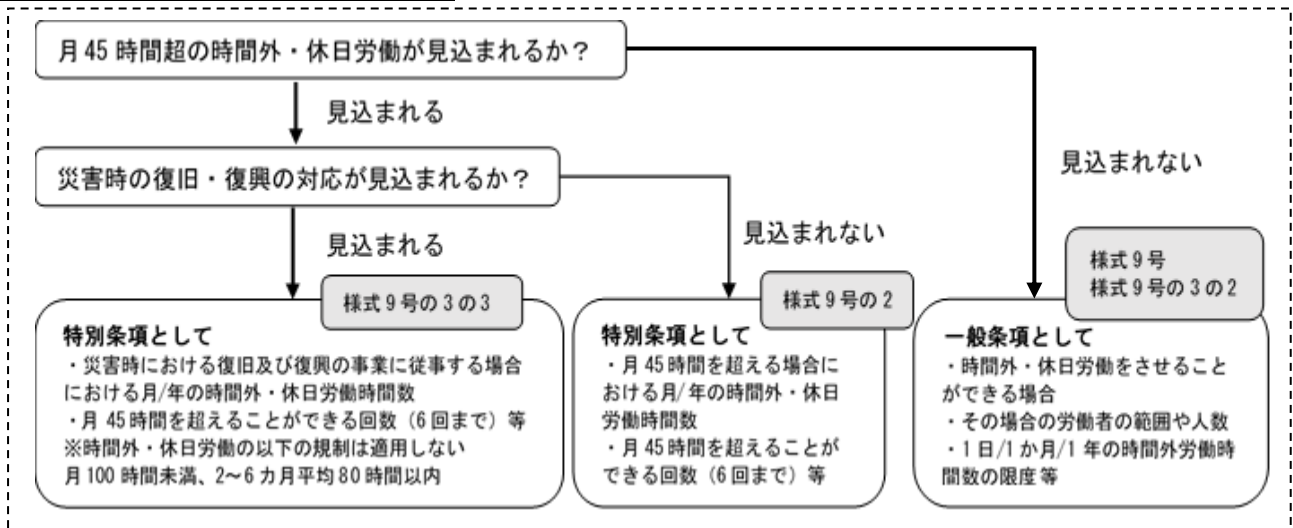
一部業種の時間外労働・休日労働に関する協定届の様式が変更されます

2024年4月1日から建設の事業、自動車運転の業務、医師について、36協定で定める時間外労働の時間数に上限が適用されることに伴い36協定届の様式が変更されます。

◆ 36協定届の様式（協定の有効期間が2024年4月1日以降）

様式第9号	時間外労働・休日労働に関する協定届（一般条項）	※様式変更なし
様式第9号の2	時間外労働・休日労働に関する協定届（特別条項）	※様式変更なし
様式第9号の3	時間外労働・休日労働に関する協定届【新技術・新商品等の研究開発業務】	※様式変更なし
様式第9号の3の2	時間外労働・休日労働に関する協定届 【建設事業（災害時における復旧および復興の事業）を含む場合】（一般条項）	【新設】
様式第9号の3の3	時間外労働・休日労働に関する協定届 【建設事業（災害時における復旧および復興の事業）を含む場合】（特別条項）	【新設】
様式第9号の3の4	時間外労働・休日労働に関する協定届【自動車運転の業務を含む場合】（一般条項）	【新設】
様式第9号の3の5	時間外労働・休日労働に関する協定届【自動車運転の業務を含む場合】（特別条項）	【新設】
様式第9号の4	時間外労働・休日労働に関する協定届【医業に従事する医師を含む場合】（一般条項）	【新設】
様式第9号の5	時間外労働・休日労働に関する協定届【医業に従事する医師を含む場合】（特別条項）	【新設】
様式第9号の6	時間外労働・休日労働に関する労使委員会の決議届	※様式変更なし
様式第9号の7	時間外労働・休日労働に関する労働時間等設定改善委員会の決議届	※様式変更なし

1. 建設事業（様式フローチャート）



2. 自動車運転の業務を含む場合

- ▶ 1か月45時間・1年360時間以内の時間数(※1)とする場合 : 様式9号の3の4
- ▶ 1か月45時間・1年360時間を超える時間数(※1、2)とする場合 : 様式9号の3の5

(※1) 対象期間が3か月を超える1年単位の變形労働時間制により労働させる労働者の限度時間については1か月42時間、1年320時間です。

(※2) 延長時間数を1か月45時間・1年360時間超とする場合でも、自動車運転の業務については、時間外労働は1年960時間以内、自動車運転以外の業務については、時間外労働は1年720時間以内、時間外労働・休日労働の合計は単月100時間未満、2～6ヵ月平均80時間以内、時間外労働が1か月45時間を超える回数は1年について6回までとしなければなりません。

3. 医業に従事する医師を含む場合

- ▶ 限度時間以内での時間外・休日労働を行わせる場合（一般条項）：様式第9号の4
- ▶ 限度時間を超過して時間外・休日労働を行わせる場合（特別条項）：様式第9号の5

◆ 時間外労働の上限時間について

一般条項		1か月	1年
原則		45時間	360時間
特別条項		1か月	1年
工作物の建設事業	100時間未満かつ2~6か月平均80時間以内 ※時間外労働+休日労働の合計 ※原則の時間を超過できるのは年6か月まで ※災害時の復旧・復興の事業に適用なし		720時間
自動車運転の業務	—		960時間
医業に従事する医師	—		下記表のとおり
医療期間に適用する水準		年間の上限時間 (時間外労働+休日労働の合計)	面接指導 休憩時間の確保
A	一般労働者と同程度	960時間	義務 義務
連携B	医師を派遣する病院	1,860時間	
B	救急医療等	※2035年度末を目標に終了	
C-1	臨床・専門研修	1,860時間	
C-2	高度技能の修得研修		

◆ 自動車運転者の労働時間等の基準（改善基準告示）の改正【2024年4月から】

		1年の拘束時間	1か月の拘束時間	1日の休憩時間
トラック	改正前	3,516時間	原則293時間 最大320時間	継続8時間
	改正後	原則3,300時間 最大3,400時間	原則284時間 最大310時間	継続11時間を基本とし、 継続9時間
タクシー ハイヤー	改正前	/	299時間（日勤）	継続8時間
	改正後		288時間（日勤）	継続11時間を基本とし、 継続9時間
バス	改正前	原則3,380時間 最大3,484時間	原則281時間 最大309時間	継続8時間
	改正後	原則3,300時間 最大3,400時間	原則281時間 最大294時間	継続11時間を基本とし、 継続9時間

2024年度の労災保険料率・労務費率・第2種/第3種特別加入保険料率

労災保険料率・労務費率・第2種/第3種特別加入保険料率については、2023年度から変更となります。
雇用保険料率は2023年度からの変更はありません。

【改定のポイント】

1. 労災保険率が業種平均で0.1/1000引き下げられます（4.5/1000→4.4/1000）。
全54業種中、引き下げとなるのが17業種、引き上げとなるのが3業種です。
2. 一人親方などの特別加入に係る第2種特別加入保険料率が改定されます。
全25区分中、引き下げとなるのが5区分です。
3. 請負による建設の事業に係る労務費率（請負金額に対する賃金総額の割合）が改定されます。

2024年度 協会けんぽ保険料率の改定（本年3月分(4月納付分)から適用）

2024年度の協会けんぽの健康保険料率及び介護保険料率は以下のとおりです。

●健康保険料率 ※健康保険料率は都道府県ごとに異なります。

大阪府	10.29% ⇒ 10.34%	兵庫県	10.17% ⇒ 10.18%	京都府	10.09% ⇒ 10.13%
奈良県	10.14% ⇒ 10.22%	滋賀県	9.73% ⇒ 9.89%	和歌山県	9.94% ⇒ 10.00%

●介護保険料率 ※全国一律 1.82% ⇒ 1.60% ※事業主・被保険者折半負担